

お父さん、お母さん、先生がた  
98年度生活福祉資金貸付制度  
による

修学資金が借りられる  
のを知っていますか。

窓口は各市町村の社会福祉協議会です

「この不況下で高校を中退せざるをえない」という切ない声が全国各地で出ています。大学生でもアルバイトの口が半減しているというきびしい状況です。

突然の親の失業、また事業の行き詰まりや、倒産で学校生活がつづけられなくなった。しかし、「あと一年またはあと二年、なんとしても高校（専門学校、短大、大学）をつづけて卒業したい」という人、または「高校（専門学校、短大、四年制大学）への入学許可が出たが突然親の生活が悪化して入学のために準備したお金がたりない」などという人たちは先生と相談して授業料や諸経費の減免（別紙資料をみてください）や奨学金の申請するという手立てを取るほかに標題のよう

な貸付け制度で学資を調達する方法があります。月々の学費が借りられます

高校生は 月額 二八〇〇〇円です

専門学校生は 月額 三〇〇〇〇円です

短大生は 月額 四八〇〇〇円です

大学生は 月額 四九〇〇〇円です

就学支度金（入学準備のお金）が借りられます

自宅通学の高校生・高専生は 七五〇〇〇円以内

下宿・寮通学の高校生・高専生は八五〇〇〇円以内

自宅通学の短大生・大学生は 九〇〇〇〇円以内

下宿・寮通学短大生・大学生は一〇〇〇〇〇円以内

\*入学のときの経費で特に必要だと認められた経費に

ついては、さらに私立高校生は五万五千円、国立大

生・短大生は二八万円、私立大学生・短大生も二九万円

かりられます。

\*金利は無利子です。卒業して六ヶ月の間に卒業後の

新しい生活の用途と返済計画をたて、借りたお金を

二〇年間かかって返済することができます。

\*詳細は県民教育研究所にお問い合わせ下さい。新潟

県生活と健康を守る会 電話 〇二五-二四一-〇二八八

と相談しながらやっていきます。

（本田敏彦）

# 「修学資金」関係資料

図表① 98年度生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類		
更生資金	生業費	生業を営むのに必要な経費
	支度費	就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費
	技習得能費	生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費
障害者更生資金	生業費	障害者が生業を営むのに必要な経費
	支度費	障害者が就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費
	技習得能費	障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費
生活資金		低所得世帯又は障害者世帯に対し、生業を営み若しくは就職するために必要な知識、技能を習得している期間中または負債若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な経費
福祉資金		(1) 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 (2) 日常生活の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費 (3) 住居の移転等に際し必要な経費 (4) 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要経費 (5) 身体障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費 (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第2条の規定に基づき、国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が、当該期間について保険料の追納を行う場合において、当該追納に要する経費
住宅資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、拡張、改築、補修又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な経費
修学資金	修学費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)、短期大学(専修学校の専門課程を含む)、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
療養資金		低所得世帯又は高齢者世帯に対し、当該世帯に属する者及び当該高齢者世帯に属する高齢者の負債又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合とする)に必要な経費
災害援護資金		低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費

- (注) 1. 高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。  
 2. 貸付利率は据置期間経過後、年3%。ただし、修学資金、療養資金及び療養資金の貸付けを受けて負債若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な生活資金は無利子。  
 3. 更生資金(生業費)及び福祉資金については、本表によりがたい特別の事情がある場合は、別に定めるところにより貸付ける。  
 4. 修学資金の修学費については、私学の1年の金額を掲載している。

貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
1,400,000円以内	1年以内	7年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,800,000円以内
100,000円以内	6か月以内	6年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：430,000円以内（一括貸付） 貸付期間：6か月（法令等において期間に定めのある場合その期間、原則3年）
月27,000円以内			
1,400,000円以内	1年以内	9年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：4,600,000円以内 据置期間：1年6か月以内
100,000円以内	6か月以内	8年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：610,000円以内（一括貸付） 6か月（法令等において期間に定めのある場合その期間、原則3年）
月27,000円以内	1年以内		
月68,000円以内	6か月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：月103,000円以内
300,000円以内	6か月以内	3年以内	貸付限度の区分 ・ 転宅費：260,000円以内 ・ 障害者等福祉資金：750,000円以内 （償還期間：6年以内） ・ 障害者自動車購入資金：2,050,000円以内 （償還期間：6年以内） ・ 中国残留邦人等国民年金追加納付金：3,108,000円以内 （償還期間：10年以内）
1,500,000円以内	6か月以内	6年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,450,000円以内 （償還期間：7年以内）
高校 月28,000円以内 高専 月30,000円以内 短大 月48,000円以内 大学 月49,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内	貸付限度の区分 〔 高校 〔 自宅通学 75,000円以内 高専 〔 自宅外通学 85,000円以内 〔 短大 〔 自宅通学 90,000円以内 大学 〔 自宅外通学 100,000円以内 私立高校等入学時に要する経費で特に必要と認められる場合さらに155,000円 国公立大学・短大は280,000円私立大学・短大は290,000円を限度として貸し付ける。
100,000円以内			
250,000円以内	6か月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：430,000円以内 貸付期間：1年（特に必要と認められる場合は、1年6か月以内）
1,500,000円以内	1年以内	7年以内	

# 「就学援助制度」関係資料

53

就学援助の標準保護者の市町村(組合)別認定方法(生活保護基準額の準用やそれ以外のものなど)及び援助率実績(過去5年間)

(単位:%)

市町村名	認定方法	援助率					市町村名	認定方法	援助率					市町村名	認定方法	援助率				
		H4	H5	H6	H7	H8			H4	H5	H6	H7	H8			H4	H5	H6	H7	H8
新潟市	2	12.7	12.4	12.6	12.9	13.2	巻町	1	1.2	1.4	1.4	1.4	1.3	刈羽村	1	0.3	0.5	0.8	0.9	0.9
長岡市	1	9.2	8.9	2.7	3.1	6.0	西川町	1	3.0	2.9	3.0	3.5	2.9	西山町	1	2.2	2.2	2.6	2.0	1.6
上越市	1	3.7	3.6	3.8	4.0	4.4	黒埼町	1	4.4	3.6	4.0	3.9	3.7	安塚町	1	3.4	4.5	3.8	3.7	3.7
三条市	1	2.9	3.0	3.0	3.1	3.3	味方村	1	0.2				0.2	蒲川原村	1	2.9	2.0	2.0	2.2	1.6
柏崎市	1	3.7	3.5	3.5	3.9	3.7	湯沢村	1	1.4	1.0	1.0	0.8	0.7	松代町	1	1.1	0.7	0.7	1.6	1.4
新発田市	1	7.4	6.9	6.6	6.6	6.6	月潟村	1	2.1	1.8	1.2	1.7	1.9	松之山町	1	2.2	2.1	1.9	2.3	2.0
新津市	1	3.5	3.5	3.2	3.1	3.4	中之口村	1	0.8	0.7	0.5	0.5	0.6	大島村	1	2.0	3.8	1.7	1.8	1.9
小千谷市	1	2.9	3.2	2.7	2.5	2.1	田上町	1	1.6	1.7	1.8	1.3	1.8	牧村	1	0.9	1.0	0.3	1.4	2.8
加茂市	1	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2	下田村	1	1.6	2.0	2.4	1.9	2.0	柿崎町	1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6
十日町市	1	2.3	2.1	2.1	2.1	2.0	栄町	1	1.3	1.2	1.2	1.5	1.5	大潟町	1	1.6	1.5	1.4	1.1	0.7
見附市	1	3.0	3.0	3.2	2.8	3.0	中之島町	1	1.9	1.6	1.6	1.6	1.3	頸城村	1	1.4	2.2	2.0	2.5	2.1
村上市	1	6.5	6.2	5.9	5.9	4.7	津川町	1	4.5	4.8	4.4	4.1	5.8	吉川町	1	4.2	3.5	2.8	2.8	2.7
燕市	1	3.1	3.2	2.7	2.7	2.4	鹿瀬町	1	2.3	2.1	1.9		1.0	妙高高原町	1	0.5	1.4	1.5	1.4	0.6
鶴尾市	1	3.3	3.0	3.0	2.8	2.8	上川村	1	2.3	3.0	3.3	3.5	2.8	中郷村	1	1.7	1.6	1.1	1.5	1.4
糸魚川市	1	2.6	2.5	2.5	2.1	2.2	三川村	1	1.7	1.5	1.0	0.5	0.2	妙高村	1	0.9	0.4	0.7	0.8	0.4
新井市	1	2.3	2.5	2.3	2.0	2.1	越路町	1	1.4	1.0	1.3	1.3	1.8	板倉町	1	1.7	3.3	3.8	3.7	2.5
五泉市	1	2.9	3.2	3.3	3.2	3.3	三島町	1	1.4	1.5	1.7	1.7	1.8	濱里村	1	0.5	0.3	0.5	0.8	0.8
両津市	1	2.9	2.8	2.7	3.6	3.4	与板町	1	2.3	2.7	3.2	3.3	2.8	三和村	1	2.3	1.7	1.5	0.8	1.5
白根市	1	3.7	3.9	3.5	2.5	2.3	出雲村	1	2.6	2.1	1.5	2.0	1.8	名立町	1	2.1	3.0	2.3	2.6	2.4
登米市	1	5.0	5.5	5.1	4.9	4.3	出雲崎町	1	1.9	2.0	1.5	1.7	2.7	能生町	1	1.7	1.2	1.5	2.1	2.7
安田町	1	1.6	1.6	1.4	1.3	1.1	寺泊町	1	2.3	1.7	1.8	1.6	2.0	骨浜町	1	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2
京ヶ瀬村	1	0.6	0.9	0.8	0.5	0.5	山古志村	1	1.1	2.3	0.8	0.4	0.4	関川村	1	4.9	5.6	5.2	4.7	3.8
水原町	1	2.9	2.5	2.4	2.2	1.8	川口町	1	2.1	1.9	1.4	1.8	1.7	荒川町	1	2.1	2.0	2.1	2.5	2.8
笹神村	1	1.5	2.0	2.4	2.2	2.0	堀之内町	1	0.5	0.4	0.5	0.3	0.5	神林村	1	2.1	2.2	1.7	1.7	1.9
豊浦町	1	2.4	2.2	1.7	1.8	1.9	小出町	1	4.4	4.5	4.2	4.5	4.0	朝日村	1	2.9	3.1	2.9	2.1	2.2
聖籠町	1	2.3	2.3	2.5	1.8	2.1	碓之谷村	1	2.2	2.2	2.5	2.0	2.4	山北町	1	2.1	2.0	1.6	1.5	1.9
加治川村	1	3.5	3.0	3.2	2.8	3.0	広神村	1	1.9	2.4	2.4	2.2	2.2	粟島橋村	1					
紫雲寺町	1	3.2	3.0	2.3	1.9	1.9	守門村	1	5.6	4.9	4.2	5.0	5.6	相川町	1	3.4	3.7	3.3	3.7	3.6
中条町	1	2.7	2.7	2.5	2.5	2.3	入広瀬村	1	4.6	3.3	3.5	4.1	3.6	佐和田町	1	4.6	4.4	3.9	3.9	2.8
黒川村	1	1.1	1.5	1.4	2.3	1.9	湯沢町	1	2.7	2.5	1.7	1.6	1.8	金井町	1	2.7	3.4	2.5	2.1	2.1
小須戸町	1	1.1	2.1	1.6	1.2	1.8	塩沢町	1	2.3	2.5	2.5	2.3	3.1	新穂村	1	1.5	1.5	2.0	2.0	2.1
村松町	1	2.0	1.8	2.2	2.3	2.6	六日町	1	3.1	3.0	2.6	2.8	3.1	畑野町	1	4.3	4.9	4.9	4.2	3.3
横越町	1	2.5	2.9	2.9	2.3	2.2	大和町	1	2.4	2.3	2.4	2.0	2.2	真野町	1	1.2	1.6	1.6	3.1	3.4
亀田町	2	8.0	7.2	7.6	7.3	8.0	川西町	1	3.1	2.8	2.8	2.5	2.0	小木町	1	5.3	4.3	3.5	3.7	3.3
岩室村	1	1.4	1.1	1.2	1.8	1.4	津南町	1	2.3	2.1	1.7	1.6	1.7	羽茂町	1	2.3	2.0	1.6	1.3	0.7
弥彦村	1	1.7	1.8	1.2	1.3	2.5	中里村	1	2.1	1.7	1.7	1.2	1.0	赤泊村	1	3.0	4.0	2.8	2.9	2.6
分水町	1	2.0	1.7	1.4	1.3	1.0	高柳町	1	3.3	2.7	3.0	3.4	2.1	岩船中組合	1	3.5	3.9	3.6	2.3	3.2
吉田町	1	1.6	1.5	1.3	1.3	1.3	小国町	1	1.2	1.6	1.3	1.5	1.9	県計		5.3	5.2	4.7	4.8	5.0

○市町村援助率 =  $\frac{\text{援助対象児童生徒数}}{\text{市町村の全児童生徒数}}$   
 ○認定方法 = 1…文部省認定要領 2…文部省認定要領と生活保護基準額の併用